

人事行政の運営等の状況

令和元年9月

春日井市総務部人事課

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免に関する状況

- ア 平成31年4月1日採用者数 216人 (※競争試験及び選考により採用した職員数)
 イ 平成30年度退職者数 169人 (※定年、自己都合等により退職した職員数)

(2) 職員数に関する状況 (各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		増 減
			平成30年	平成31年	
普通会計	福祉関係を除く一般行政	議 会	9人	9人	0人
		総務・企画	255人	258人	3人
		税 務	74人	76人	2人
		労 働	2人	2人	0人
		農林水産	13人	13人	0人
		商 工	14人	15人	1人
		土 木	130人	137人	7人
	小 計	497人	510人	13人	
	福祉関係	民 生	672人	680人	8人
		衛 生	228人	230人	2人
		小 計	900人	910人	10人
	一般行政部門計		1,397人	1,420人	23人
	教 育		100人	95人	▲5人
消 防		310人	310人	0人	
普通会計計		1,807人	1,825人	18人	
公営企業等会計部門	病 院	844人	865人	21人	
	水 道	35人	37人	2人	
	下 水 道	41人	45人	4人	
	そ の 他	56人	58人	2人	
	公営企業等会計部門計	976人	1,005人	29人	
総合計		2,783人	2,830人	47人	

2 職員の競争試験及び選考の状況

募集時期	職 種	申込者数	受験者数	合格者数	競争倍率
5月	保育職	181人	174人	25人	7.0
	技術職（土木）	17人	16人	5人	3.2
	技術職（建築）	11人	11人	4人	2.8
	技術職（化学）	16人	16人	2人	8.0
	技術職（電気）	7人	7人	2人	3.5
	技術職（機械）	8人	7人	2人	3.5
	職務経験者（土木）	4人	4人	1人	4.0
6月	事務職（一般事務）	255人	207人	14人	14.8
	事務職（身体障がい者）	5人	5人	1人	5.0
	事務職（社会福祉士）	28人	24人	6人	4.0
	事務職（精神保健福祉士）	4人	3人	1人	3.0
	事務職（考古学専門員）	11人	11人	1人	11.0
	事務職（司書）	20人	16人	1人	16.0
	技術職（土木）	13人	7人	0人	—
	技術職（建築）	3人	1人	0人	—
	技術職（化学）	3人	2人	0人	—
	技術職（電気）	3人	0人	0人	—
	技術職（機械）	4人	2人	0人	—
	保育職1	39人	28人	9人	3.1
	保育職2	8人	8人	0人	—
	消防職	51人	44人	9人	4.9
	消防職（救急救命士）	11人	8人	4人	2.0
	保健師	11人	11人	3人	3.3
	職務経験者（一般事務）	40人	40人	0人	—
8月	事務職（一般事務）	43人	40人	5人	8.0
	事務職（身体障がい者）	5人	5人	1人	5.0
	消防職	29人	23人	6人	3.8
	労務職	21人	19人	6人	3.2
12月	事務職（身体障がい者）	42人	36人	3人	12.0
合 計		893人	775人	111人	—

- ※ 5月募集は、4年制大学以上の卒業者（平成31年3月卒業見込み者を含む。以下同じ。）が対象
- ※ 6月募集の事務職（一般事務）、事務職（考古学専門員）、消防職、消防職（救急救命士）は、4年制大学以上の卒業者が対象。技術職（全職種）は、短期大学以上の卒業者が対象
- ※ 8月募集の事務職（一般事務）及び消防職は、高校又は短期大学卒業者が対象

3 職員のサービスの状況

(1) サービス制度に関する研修等の実施状況

地方公務員法に定められた市職員としての義務を周知徹底するため、各任命権者において、新規採用職員研修や階層別研修等の際に、サービス制度に係る研修を実施した。また、随時、通知文書や職場内研修により、サービス規律の徹底を図っている。

(2) 営利企業等への従事許可の状況（平成30年度中に新たに許可した件数）

区分	件数
ア 営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員の地位を兼ねるもの	0件
イ 自ら営利を目的とする私企業を営むもの	6件
ウ ア及びイを除き、報酬を得て事業又は事務に従事するもの	167件

4 職員の退職管理の状況

春日井市職員の退職管理に関する条例及び規則（平成28年4月1日施行）に基づき、退職の日から2年間は、離職前5年間の職務に属するものに関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求すること、又は依頼することを禁止しています。また、一定の職位以上で退職した者については、離職後2年間は再就職先等を届け出るよう義務付けています。

なお、平成30年度における離職者の届出等状況については、次のとおりです。

届出 対象者数計	内訳			
	市再任用	市出資法人 再雇用	民間企業等 再就職	就労 予定なし
18人	8人	3人	6人	1人

5 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算・平成 30 年度）

歳出総額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率（B/A）
95,855,707 千円	1,784,933 千円	14,549,492 千円	15.2%

※ 人件費には、市長・議員など特別職に支給される給料・報酬などのほか、事業費から支出された職員の給与なども含みます。

(2) 特別職の報酬など（平成 31 年 4 月 1 日現在）

ア 給料（月額）

市長	副市長	教育長	常勤監査
1,072,000 円	894,000 円	779,000 円	592,000 円

イ 報酬（月額）

議長	副議長	議員
646,000 円	584,000 円	536,000 円

ウ 期末手当

6 月期	12 月期
1.675 月	1.675 月

(3) 職員給与費（普通会計予算・平成 31 年度）

ア 職員数（A）：1,965 人（うち 55 人は、再任用短時間勤務職員）

イ 給与費

給料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）
6,587,289 千円	1,927,146 千円	2,676,162 千円	11,190,597 千円

※ 給与費には、特別職に対する給料・報酬などは含みません。職員手当とは、扶養・地域・管理職・通勤・特殊勤務・住居・時間外勤務などの手当で、退職手当は含みません。

ウ 1 人当たり給与費（B/A）：5,694 千円

(4) 職員の平均給料月額、平均年齢（平成 31 年 4 月 1 日現在）

	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	296,339 円	40 歳 5 月
技能労務職	314,341 円	52 歳 4 月

(5) 職員の初任給（平成 31 年 4 月 1 日現在）（一般行政職）

	初任給	採用 2 年経過日給料額
大学卒	187,200 円	200,900 円
高校卒	153,000 円	162,900 円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成 31 年 4 月 1 日現在）

		経験年数		
		10 年	15 年	20 年
一般行政職	大学卒	252,645 円	294,300 円	354,286 円
	高校卒	229,700 円	該当なし	322,300 円
技能労務職	大学卒	214,800 円	該当なし	325,700 円
	高校卒	該当なし	221,800 円	該当なし

※ 経験年数は、卒業後から採用までの年数(換算率により加算)を含みます。

(7) 一般行政職の級別職員数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

	1～3 級	4 級	5、6 級	7 級	8 級	9 級	計
職位	主事・主任	統括主任・主査	主査・課長補佐	課長	部長	部長	
職員数 (人)	376	156	101	64	15	1	713
構成比 (%)	52.7	21.9	14.2	9.0	2.1	0.1	

(8) 職員手当の状況

ア 期末・勤勉手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

	国		春日井市
	期末	勤勉	
6 月	1.3 月分	0.925 月分	国と同じ
12 月	1.3 月分	0.925 月分	
計	2.6 月分	1.85 月分	

※ 職制上の段階、職務の級などによる加算措置あり

イ 退職手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

	国		春日井市
	自己都合	応募認定・定年	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	国と同じ
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職者に対し、最高 100 分の 45 を乗じて得た額を加算		定年前早期退職者に対し、最高 100 分の 20 を乗じて得た額を加算

※ 平成 30 年度中に退職した市職員（全職種）の 1 人当たり平均支給額

・自己都合退職者：1,760,118 円 ・応募認定・定年退職者：20,254,190 円

ウ 地域手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

支給率	支給対象職員数	支給対象職員 1 人当たり平均支給年額(平成 30 年度)
6% (国と同じ)	1,872 人	208,574 円

エ 特殊勤務手当（平成 30 年度）

支給職員割合	支給職員 1 人当たり平均支給年額	手当の種類
39.1%	96,548 円	28 種類

オ 時間外勤務手当（平成 30 年度）

支給総額	1 人当たり平均支給年額
501,266 千円	267,342 円

カ その他の手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

	国	春日井市
扶養手当	扶養親族 1 人につき 3,500 円～10,000 円。満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの間にある子 1 人につき 5,000 円加算	国と同じ
住居手当	借家・借間…12,000 円を超える家賃額に応じ、最高 27,000 円	国と同じ
通勤手当	徒歩以外で 2 km 以上の通勤者に対し、最高 55,000 円	徒歩以外で 2 km 以上の通勤者に対し、最高 55,000 円（通勤手段、距離による相違あり）

6 職員の人事評価の状況

目的	職員の勤務の実績や職務に関連する能力、態度等を公平かつ統一的に把握し、合理的な人事管理と職員の能力開発、育成、活用を図ることを目的として実施しています。
制度の概要	原則として、第一次評価者、第二次評価者及び調整評価者の3人の評価者により、各職員に求められる行動基準に従い、評価項目ごとに5段階評価を実施しています。 評価期間中には第一次評価者と中間面談を行い、業務遂行の状況や達成の見込等を確認するとともに、評価結果については職員本人にフィードバックし、次年度の目標設定と能力開発に活用しています。
基準日	12月1日
評価期間	4月1日から翌年3月31日まで
対象者	原則として全職員を対象とします。ただし、育児休業や休職等により長期に渡り職務に従事しない場合など、評価期間中に実質的に評価可能な期間が3か月に満たないときは、公正かつ適切な評価が困難であるため、対象外とします。

7 職員の研修の状況（平成30年度）

研修名	概要	時間	受講者数
階層別研修 (14コース)	勤務年数や職位に応じて要請される諸能力の育成のために、各階層別実施	303時間	780人
特別・専門研修 (41コース)	より高度な専門的知識と技術を習得し、実務能力を養成するために実施	321時間	2,194人
派遣研修	自治大学校、国土交通大学校、市町村職員中央研修所等、高度な行政運営能力・専門能力を養成するため他の研修機関に派遣	—	124人
通信教育	職員の自己啓発支援として、通信教育講座の受講料を助成	—	9人
総計		624時間	3,107人

8 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

原則として、職員の勤務時間は、8時30分から17時15分までの1日7時間45分、週38時間45分です。なお、1日の勤務時間には60分の休憩時間があります。

(2) その他の勤務条件の状況

制度	平成 29 年度	平成 30 年度	対前年度比
年次有給休暇	8.4 日	9.0 日	0.6 日
厚生休暇	5.5 日	5.5 日	0.0 日

9 職員の休業の状況

制度	平成 29 年度	平成 30 年度	対前年度比
育児休業	76 人	82 人	6 人
育児短時間勤務	56 人	53 人	▲ 3 人
部分休業	59 人	74 人	15 人
介護休暇	1 人	1 人	0 人
自己啓発休業	0 人	0 人	0 人
配偶者同行休業	2 人	0 人	▲ 2 人

※ 各年度の人数は、当該年度中に新たに制度を利用した職員数

10 職員の分限及び懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、職を失ったり、降任されたり、給料を減額されたりします。

(1) 分限処分者 合計 33 人 (平成 30 年度)

処分事由	免職	降任	降給	休職
勤務実績が良くない場合	0 人	0 人	0 人	0 人
心身の故障の場合	0 人	0 人	0 人	33 人
職に必要な適格性を欠く場合	0 人	0 人	0 人	0 人
職制、定数改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	0 人	0 人	0 人	0 人
刑事事件に関し起訴された場合	0 人	0 人	0 人	0 人
条例で定める事由による場合	0 人	0 人	0 人	0 人

(2) 懲戒処分者 合計 7 人 (平成 30 年度)

処分事由	免職	停職	減給	戒告
法令に違反した場合	0 人	0 人	0 人	0 人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0 人	0 人	0 人	0 人
全体の奉仕者にふさわしくない非行のあった場合	0 人	1 人	5 人	1 人

11 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員(共済組合員)の福祉事業の概要

給付事業として、職員とその被扶養者の病気や怪我、出産、死亡、休業、災害などに対して支払われる短期給付と、職員が退職した場合や、障がいの状態になったり、死亡した場合に、職員やその遺族の生活の安定を図ることを目的として支給される長期給付(退職共済年金、障害共済年金、障害一時金、遺族共済年金)があります。

また、職員(共済組合員)の健康保持に資する保養所の宿泊事業、住宅資金などの貸付事業や、貯金事業などがあります。

(2) 公務災害補償の実施状況(平成30年度)

公務(通勤)上において、災害が発生し、職員が傷病や死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償がなされます。

ア 通勤災害 傷病4件

イ 公務上の災害 傷病33件

(3) そのほかの職員福祉のための制度の概要

定期健康診断や職員健康(身体・心)相談室の開設、市職員共済会(令和元年4月1日現在、2,834名)への助成などを行っています。

12 その他

(1) 勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関して、公平委員会に対し適切な措置を講ずるよう要求することができます。

・平成30年度措置要求件数 0件

(2) 不利益処分に関する不服申立制度の概要と状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に対し不服を申し立てることができます。

・平成30年度不服申立件数 0件